

猫によるトラブルが増えています

地区の皆様へ

地区からのお願い



猫による被害が周辺住民から寄せられています。

「猫がゴミを荒らして困る」

「庭に猫がフンをして困る」

「猫にエサだけ与える人がいて困る」



猫を外で飼っている人や野良猫にエサを与えている人へ

猫によるトラブルは

他人に迷惑をかけないように管理する！

飼うなら屋内飼育をしましょう！

- 人に迷惑をかけないようにルールを守りましょう
- 繁殖を望まないなら、オスには去勢をメスには不妊の手術を行う
- 猫1匹ずつの猫用トイレを設置し、トイレのしつけを行う
- 家の中で飼えるなら屋内飼育で迷惑防止
- 首輪や名札をつけて身元を明らかにする
- 飼えなくなっても絶対に捨てない



群馬県

○お問い合わせやご相談は動物愛護センター、助成金等はお近くの市町村窓口へ



動物愛護センター 保護管理係
電話 0270-75-1718